

平成30年12月

お客さま各位

中日信用金庫

「休眠預金等」のお取扱いについてのお知らせ

平素は、中日信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成31年1月より、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動（10年以上）のないご預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等として、預金保険機構に納付されたご預金につきましては、休眠預金等活用法に基づき、当金庫においてお客さまのお申出により払戻しさせていただきます。

預金通帳・証書とお取引印及びご本人確認できる資料（運転免許証・健康保険証等）をご用意いただき、当金庫お取引店の窓口までご照会・ご相談ください。

【休眠預金等の定義】

休眠預金等とは、休眠預金等活用法第2条6項に規定する預金等で、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等を行います。

※休眠預金等につきましては、当金庫ホームページより金融庁ホームページ

[「休眠預金等活用法に関する特設ページ」](#)にリンク設定をしておりますのでご参照ください。

以上